

雇用ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 資金移動業者に開設された労働者のペイロール・カード口座における賃金の支払及び受領を可能とする規制改革 1
2 - 特定社会保険労務士制度について 1
3 - 特定社会保険労務士制度の改善 2

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
1	27年 8月17日	27年 9月10日	資金移動業者に開設された労働者のペイロール・カード口座における賃金の支払及び受領を可能とする規制改革	<p>我が国は東日本大震災からの復興に加え、東京五輪開催に向け建設業界を中心に人材不足が深刻化し、更にはアルバイト人材が著しく流動化・増加する傾向にある。このような変化に伴い、雇用者である企業にとって、給与支払口座の登録・変更、振込に関する業務負担及び銀行振込手数料負担が大きな課題となりつつある。</p> <p>また、外国人労働者活用の要請が高まる中、多くの外国人は、訪日後直ぐに銀行口座の開設ができないため、銀行振込に代替する給与支払方法の整備が求められている。</p> <p>上記諸問題を解決するために、日本においてもペイロール・カード(給与支払カード)による賃金支払ができるよう規制緩和を提案する。</p> <p>ペイロール・カードは雇用企業とカード発行会社間での入金データの授受により賃金支払が完結するため、労働者口座への振込手数料は不要である。このため、多数のアルバイトおよび臨時雇用者を抱える企業にとっては、賃金支払に関する事務処理や費用の削減になる。また、労働者の銀行口座開設は不要であるため、外国人労働者に対してすぐに発行ができるのも利点である。</p> <p>ペイロール・カードによる賃金支払は次の方法にて行われる。</p> <p>労使双方が資金決済法に基づく資金移動業者(カード発行会社)との間で賃金支払の資金移動に関する契約を締結</p> <p>労働者は資金移動業者において口座開設し(本人確認)、ペイロール・カード付与</p> <p>使用者は資金移動業者に依頼して、労働者の口座に対して賃金相当額を入金</p> <p>労働者はペイロール・カードを利用して、ATMでの現金引き出し、当該決済サービスマークのある国内外店舗での支払い(含インターネット)が可能</p> <p>賃金支払いの方法は労働者の任意選択が前提</p> <p>労働基準法24条1項は、賃金の支払について、現金または「銀行その他の金融機関に対する」預金等への振込みを原則としているため(通貨払の原則)、資金移動業者口座へ入金による賃金支払をすることができない。資金決済法は、銀行と並んで、資金移動業者に資金移動サービス提供を認めるもので、労働基準法もこれに整合した改訂が必要である。また、同法施行規則7条の2に定める「全額払の原則」も妨げになっており改革を要する。米国では10年以上前からペイロール・カードが主に臨時雇用者に利用され、雇用の活性化・多様化に効果をあげており、我が国でも同様の規制改革を希望するものである</p>	民間企業	厚生労働省
2	27年 8月22日	27年 9月10日	特定社会保険労務士制度について	<p>個別労働紛争が高止まりを見せる中、特定社会保険労務士が一貫して解決できるよう社会保険労務士法を改正すべきである。具体的には簡易裁判所等の訴訟代理権を認めるべきである。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
3	27年 9月1日	27年 9月10日	特定社会保険労務 士制度の改善	個別労働紛争を司法の分野でも一貫して解決できるようにするため、司法型ADRである民事調停の代理権を特定社会保険労務士に認めるべきである。	個人	厚生労働省